

玄海原子力発電所2号機 第22回定期検査の概要

1. 関係法令

- 電気事業法第54条（定期検査）
- 電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査又は定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え
燃料集合体121体の約3分の1を取り替える。
- (2) 加圧器管台溶接部計画保全工事（図-1，2）
予防保全の観点から、加圧器管台溶接部を600系ニッケル基合金による溶接から耐応力腐食割れ性に優れた690系ニッケル基合金による溶接に変更する。
また、施工性の観点から、加圧器サージ管の一部を取り替える。
- (3) 加圧器逃がしライン取替工事（図-2）
予防保全の観点から、加圧器逃がしラインの配管の一部に使用している冷間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管に変更するとともに、一部の弁を取り替える。
- (4) 加圧器スプレイライン取替工事（図-2）
予防保全の観点から、加圧器スプレイラインの配管の一部に使用している冷間曲げ管を、残留応力が小さい熱間曲げ管に変更する。
- (5) 加圧器補助スプレイライン取替、充てんライン取替及び撤去工事（図-2）
弁及び配管等の保守負担軽減及び被ばく低減を図るため、2系列ある充てんラインのうち1系列を撤去する。
また、併せて充てんライン及び加圧器補助スプレイラインの配管材料を、SUS304系から耐応力腐食割れ性に優れたSUS316系に変更する。

以上

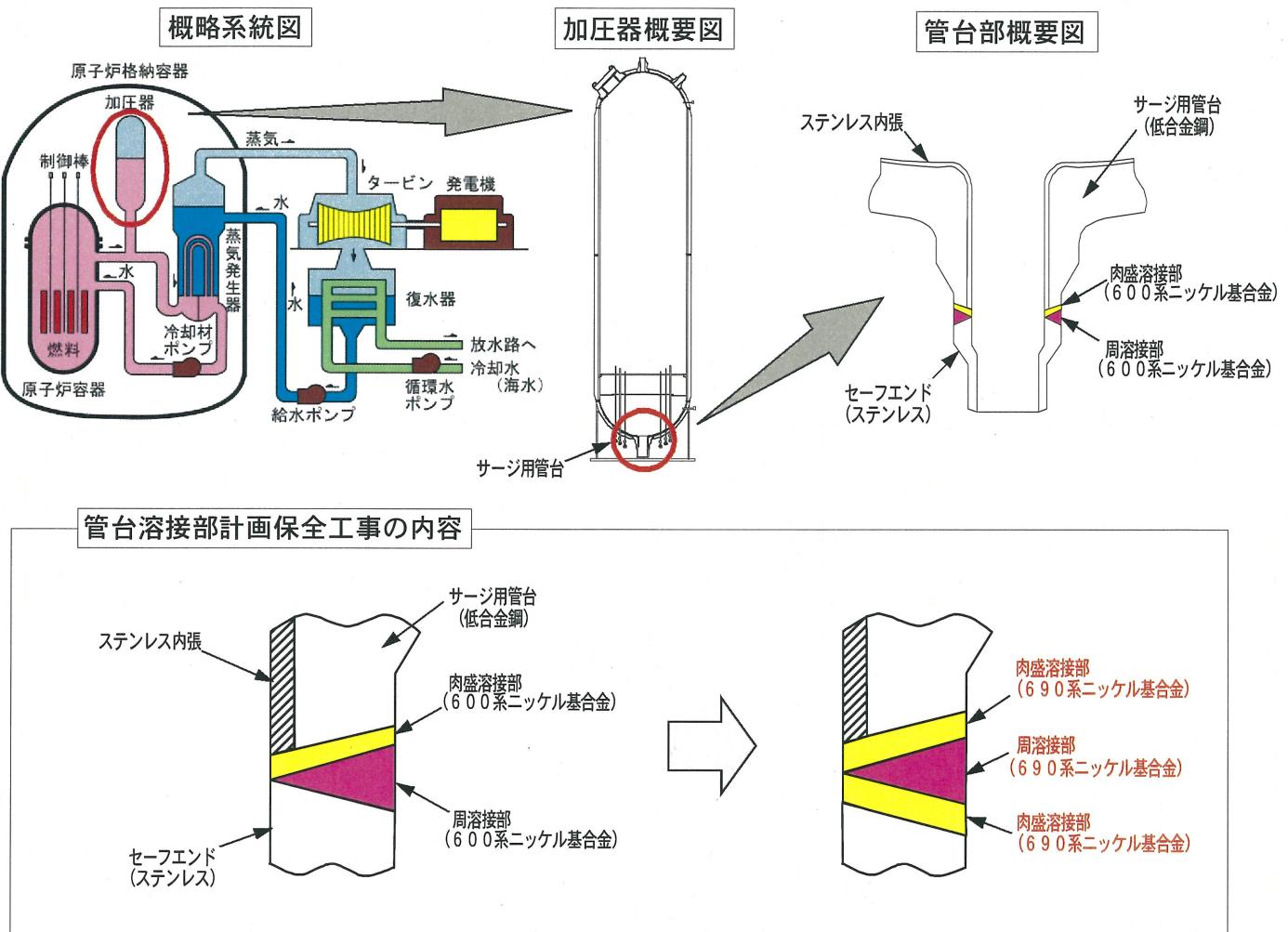


図-1 加圧器管台溶接部計画保全工事

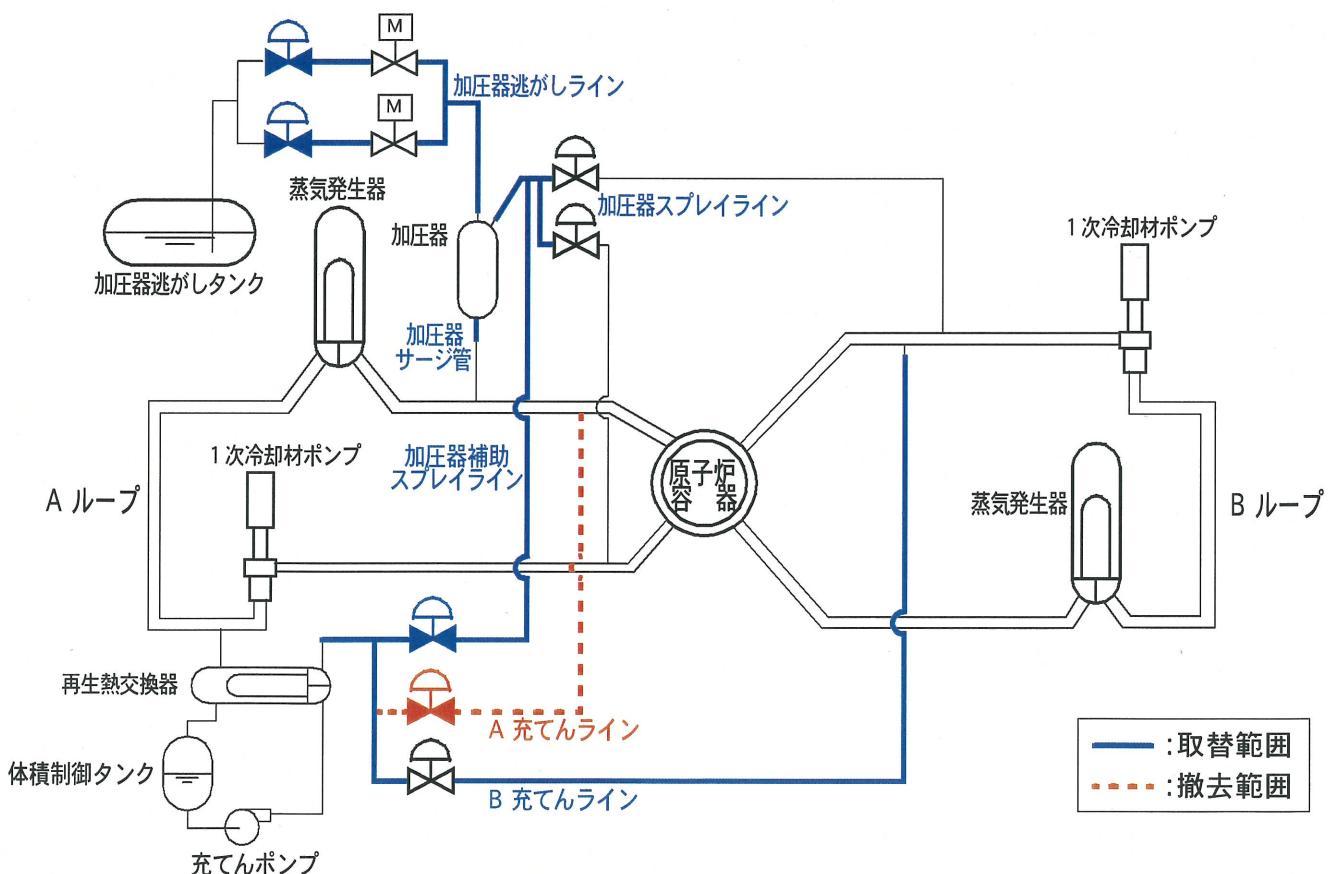


図-2 配管取替及び撤去工事